



ヤマダ会計NEWS 9月号

＜ビジネスマッチングフェアに感謝！＞

ヤマダ会計では、7月にアクティシティ浜松で開催されたビジネスマッチングフェアに、昨年に引続きブースを出展させていただきました。大勢の方に立ち寄っていただき、誠にありがとうございました。

今年は「経営計画」と「補助金」の2つをご案内させていただきました。特に、先月号でもご紹介いたしました「小規模事業者活性化補助金」は、公募期間(6/28 - 8/16)と重なったため特に反響が大きく、結果2件の申請のお手伝いをさせていただきました。

さて、9月も創業補助金等の公募が始まる予定(★)です。公募期間(申請受付)は長くないですし、次の公募があるとは限りません。

活用をお考えの方、特に起業・創業をお考えの方は、お早めにご相談ください。(代表 山田義之)

★詳細が公表されましたら、ヤマダ会計のホームページ等でご案内いたします。

たかが5S、されど5S



猛暑が続く中、子供達は長い夏休みです。3人の子供がいる我が家では、毎日部屋の中が荒れ放題です。整理・整頓をしなければとチャレンジするのですが、これがなかなか徹底できません。すぐにまた荒れ放題に戻ります。

ところで、皆様の会社でも5S活動はされていますでしょうか？そして5S活動は定着しているでしょうか？

5Sは、「整理、整頓、清掃、清潔、躰」の頭文字をとったものです。

整理: 必要なものと不必要なものとを分け、不必要なものを捨てること

整頓: 必要なものだけを、置き場を決めて表示すること

清掃: 身の周りのものや職場の中をきれいに掃除すること

清潔: 3S(整理、整頓、清掃)を維持すること

躰: 決めたことを必ず守るように徹底すること

いまさら、5Sは当たり前と感じられるかもしれませんが、これを定着させることは、本当に難しいことです。しかし、定着させることにより、以下のような効果を生み出します。

①業務の効率化: 探すムダ、場所のムダ、買い過ぎ・作り過ぎのムダ、作業ミス・クレーム対応のムダの減少

②改善の習慣化: 従業員の改善意識の向上、モラルの向上

「強い会社の全てが5Sを徹底できているわけではないが、「5Sを徹底できている会社はすべからず強い」とおっしゃる方もいます。5S活動を通じての人づくり、組織作りが企業文化となり、業績を向上させるのです。

たかが5S、されど5S。活動の定着には、トップの率先垂範と全員参加でのルール徹底が欠かせません。しっかり取り組んでいきましょう！

(中小企業診断士 小楠貴宏)

今月の経営者「基礎」講座

会社をよく知ってもらうためには

～今さら聞けない金融機関との上手なつきあい方～



日時: 9月25日(水) 18:30～

講師: オフィス・いとう 行政書士 伊藤敏伸氏(元銀行員)

参加費: 500円

場所: 浜松労政会館(浜松商工会議所 7階)

会社の利益に課税される税金はどれくらい？



この記事は以前にもご紹介しましたが、その後税制改正により税金の種類や税率などに変更がありましたので、今回改めてご紹介します。下記の表をご覧ください。

さい。

(紙面の都合上、会社は「資本金1億円以下の一般的な普通法人」とします。)

税金の種類	課税標準(税額計算の基礎となる金額)	税率
法人税	所得(年 800 万円以下)	15.0%
	所得(年 800 万円超)	25.5%
法人県民税	法人税額	5.0%
法人事業税	所得(年 400 万円以下)	2.7%
	所得(年 400 万円超、年 800 万円以下)	4.0%
	所得(年 800 万円超)	5.3%
地方法人特別税	法人事業税額	81.0%
法人市民税	法人税額	12.3%
復興特別法人税	法人税額	10.0%

※現時点での税金、税率です。上記の他、法人県民税・法人市民税は均等割が課税されます。(以下同じ)

この表だけでは、税金の種類が多く、かつ課税標準が異なるため、会社の利益に課税される税金はどれくらいなのか把握しづらいです。そこで、課税標準を「所得」に統一し、一本化した税率(実効税率★)で示したものが下記の表になります。前回ご紹介時の税率と比べると、**2%程度、税制改正により税負担が減少**しています。

所得	実効税率	増差
年 400 万円以下	22.86%(24.87%)	▲2.01%
年 400 万円超、 年 800 万円以下	24.56%(26.48%)	▲1.92%
年 800 万円超	38.37%(40.87%)	▲2.50%

※カッコ書きは、前回 H21/8 月号掲載時の数字です。

一般的に「所得」と「利益」はほぼ同じですので、会社の利益に課税される税金は、概ねこの表に当てはめると計算することができます。

【利益500万円の場合】

$400万円 \times 22.86\% + 100万円 \times 24.56\% = 116万円$

表からは、中小企業の特例により、年800万円以下の所得の税負担(～24.56%)が、年800万円超の所得の税負担(38.37%)と比べて13.81%も低いことがお分かりかと思えます。つまり「**会社の利益が800万円以下だと税金は安い**」と言えます。

会社で税金を払うくらいなら役員報酬を増やしたい、と思われる社長様も、本当はどちらが得なのか、個人の税負担(役員報酬や受取家賃等に係る所得税や住民税)を考慮したタックスプランニングをもう一度検討してみたいはいかがでしょうか？ (リーダー 神谷貴人)

★支払う税金の算出方法には、他「表面税率」がありますが、「実効税率」で今回はご説明しています。

相続 無料相談 実施中

ヤマダ会計では、平日(9～18時)、相続の無料相談を受け付けています！

事前予約制で、直接税理士がご相談に応じます。

残念ながら「相続」が「争族」となることが多い昨今、ヤマダ会計では最後ににっこり笑える「笑顔相続」にしたいと願っています。

「こんなこと聞いて大丈夫？」と思って相談しなかったことが、「あの時先に聞いておけば…」と後悔することのないように、どうぞご活用ください！

お問い合わせ・ご予約は… TEL:053-448-5505 まで

※詳細は同封のチラシをご覧ください。

質問・疑問は、各担当者までご連絡ください。